

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会
ワーキンググループ（第8回）議事要旨

1. 日時

平成30年3月30日（金）10:00～12:00

2. 場所

総務省8階第4特別会議室

3. 出席者

（1）構成員

宍戸主査、森主査代理、井上構成員、木村孝構成員、小山構成員、齋藤構成員、鎮目構成員、丸橋構成員、吉岡構成員

（2）総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、大村消費者行政第二課長、木村サイバーセキュリティ課長、岡本消費者行政第二課企画官、内藤消費者行政第二課企画官、富岡消費者行政第二課課長補佐、高橋消費者行政第二課課長補佐、後藤サイバーセキュリティ課課長補佐

4. 議事要旨

（1）開会

（2）議事

第三次とりまとめ（案）について

事務局から、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への対処の在り方に関する研究会 第三次とりまとめ（案）」について説明が行われた。

主なやり取りは以下のとおり。

- ・ISPがパスワード設定に不備のある端末利用者への注意喚起等を行うにあたって、オプトアウトした人用と、オプトアウトしていない人用に別々にDNSサーバを設置し、IPアドレス等を用いてユーザを特定する際に、後者のDNSサーバで当該IPアドレス等を照合し、当該DNSサーバに当該IPアドレス等が存在していればオプトアウトしていない人ということが分かるのではないか。この場合、通信の秘密を侵害することなくユーザを特定できるので、

オプトアウト手法の一つとして考えられるのではないか。

- ・（上記のオプトアウトの手法の場合）プロバイダの DNS を使わないユーザが増えていることや、IP アドレスの直打ちが一定数あることを如何に評価するかが論点となろう。
- ・（同様に上記のオプトアウトの手法の場合）DNS サーバはログイン、ログアウトの概念がないので、必ずしも一の IP アドレスが確実に特定出来るかという、本当にその人が使っていたものであるかという意味で正確性が若干落ちる可能性はあるが、サーバまで上がってくるものと上がってこないものがあるので、その前後をみて技術的に正確性を求めることは可能。
- ・パスワード設定に不備のある端末を調査し、利用者に注意喚起を行うにあたり、利用者の特定のためにポート番号が必要となることは想定されないものの、実際に不備を注意喚起するにはポート番号も示した上で特定する必要があることに留意が必要。
- ・通信の秘密の利用等に関する通信当事者の同意について、当事者が同意したことが外形化、客観化されていたかということが重要なので、契約書を締結する、又は同意クリックをさせる等記述することが良いのではないか。
- ・最近のサイバー攻撃への対応の中で、特に IoT 機器の普及にあわせて、通信の秘密との関係でどのような対応が可能か検討するというのが今回の研究会に至るまでの流れであった。そういった観点から、IoT 端末の場合は感染が気づきにくいので、感染している可能性が高い端末に注意喚起をしてみてもどうか、という記載を第一章に入れることで、第一次とりまとめからの流れが見えてくるのではないか。
- ・報告書の「おわりに」において、引き続き適切な対応を行うとともに、必要に応じ、サイバー攻撃ガイドラインの改定などの取組を実施していくことを期待する、とされていることから、引き続き当研究会において問題提起を受けていくことが重要。

（3）閉会

（以上）